

ゲノム編集技術を利用して得られた食品等の食品衛生上の取り扱いに係る意見

生活協同組合パルシステム千葉
代表理事 理事長 佐々木 博子

私たち生活協同組合パルシステム千葉は「心豊かなくらしと共生の社会を創ります」を基本理念として千葉県内で活動している生活協同組合です。産直を通じて消費と生産をつなぎ、互いが助け合い、資源循環と持続可能性のある社会づくりを追求しております。

パルシステムは、消費者が食べる食品そのものの成分についてだけでなく、原料となる農畜産物の種子、育種育成方法、栽培環境、収穫後の貯蔵流通、販売から消費と、農から食まで一貫した安全を求めています。

遺伝子改変技術については、栽培に伴う農薬等の使用、環境における生物多様性への影響、組み換えたんぱく質以外の変異による人の健康への長期影響など、解明されていない部分もあり、消費者は不安を感じるどころです。

そのため、パルシステムは全ての遺伝子組み換え食品に表示を義務付けてほしいと求めてきました。また、パルシステム商品には、独自の遺伝子組み換え表示をおこない、重量比5%未満の原料についても、組み換えたんぱく質が残らない食品（油、しょうゆなど）についても判別できるようになっています。

ゲノム編集技術を応用して得られた生物について、消費者の理解は十分ではなく、特に食品への応用については、環境や健康へ与える影響、安全性などについて遺伝子組換え作物と同様に不安をもっています。

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会 報告書（案）に、以下の意見を提出いたします。

1、ゲノム編集技術を応用した食品は、遺伝子組み換えと同等の安全性確認をおこなってください。

EUでは、ゲノム編集技術も遺伝子組み換えであると裁判所の判断が続いています。オフターゲットの問題や予期せぬ変異の選抜（戻し交配）技術についても開発段階であり、ゲノム編集応用技術について、遺伝子組み換えと同等の安全性確認を希望します。

調査部会のまとめでは、ゲノム編集技術応用食品は届け出制になっていますが、食品衛生法の下で情報提出を義務付け、消費者に改変の情報を開示するよう法整備をしてください。

2、消費者とのリスクコミュニケーションを実施するとともに、多方面にわたる社会的論議をおこなってください。

新しい技術の目的、中身について、多くの消費者は何も知らないといってよい状況です。このまま、ゲノム編集技術を使った食品が表示も無く販売されれば、消費者の選択は不可能となります。遺伝子改変について消費者が理解し、選択のために納得できる情報開示が制度化されるために、十分な時間をかけてください。

技術の安全性だけでなく、栽培の環境影響についての懸念、予期せぬ被害の発生可能性、遺伝子組み換え改変技術応用食品を選ばない権利の保障など多方面からの意見が交わされ、部分的な効果や利益だけでなく、社会経済全体への有用性について、論議をすすめるようにしてください。

以上